

## 令和6年度 いじめの防止基本方針

- 1 基本理念 「安心して楽しく学べる学校」
- 2 策定の趣旨 「いじめ防止対策推進法」の公布を受けて作成する。
- 3 いじめの定義 (文部科学省「いじめ防止対策推進法」より)  
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」
- 4 組織  
学校・・該当担任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・教務主任・教頭・校長  
心理面の専門家・・スクールカウンセラー(谷田部中学校配属)・養護教諭  
福祉面の専門家・・教育相談センター(つくば市) スクールソーシャルワーカー
- 5 いじめ防止対応
  - (1) 取組
    - 全職員共通理解のもと組織的に、いじめの問題に取り組む。  
「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、以下のような校内研修を実施する。
      - ・いじめの態様や特質 ・原因や背景 ・いじめの認知や指導上の留意点
    - いじめ防止についての話し合いを活性化し、いじめ撲滅に向けて全校児童で取り組む。
      - ・学級活動 ・いじめゼロ集会
  - (2) 点検調査
    - 全職員で定期的に点検を行い、点検の結果をもとに課題を明確にする。(点検方法)
    - ・アンケート調査 ・個別面談 ・生活の様子や日記 ・ハートポスト
  - (3) いじめを把握した場合  
担任だけが抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。
    - ・いじめ防止等に向けた対応組織(いじめ対策会議)を設置する。
    - ・校長の指導のもと、教職員間の情報交換と共通理解を図り事実関係を明確にする。
    - ・管理職は速やかに保護者および教育委員会に報告する。
    - ・必要に応じて、外部関係者と連携して指導に当たる。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められたら、つくば警察署と連携して対応する。

## 6 重大事態への対処

「重大事態とは」

### 【生命心身財産重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

### 【不登校重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

- (1) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) 学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。
- (3) いじめゼロ対策委員会（臨時会）を開催する。
- (4) 被害児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められたら、つくば警察署と連携して対応する。
- (7) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (8) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (9) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。
- (10) 不登校重大事態となったら、校内フリースクールとの連携を図り、居場所づくりに努める。

## 7 心のケア

- ・ 被害児童を学校の組織力で守り抜き、保護者と連携した指導を行う。
- ・ 加害児童及び保護者への再発防止指導や支援を行う。
- ・ 道徳教育の充実と人権教育の充実を図る。
- ・ 中学校配属のスクールカウンセラーと連携して、心の安定を図る。

# いじめの重大事態への対応について



